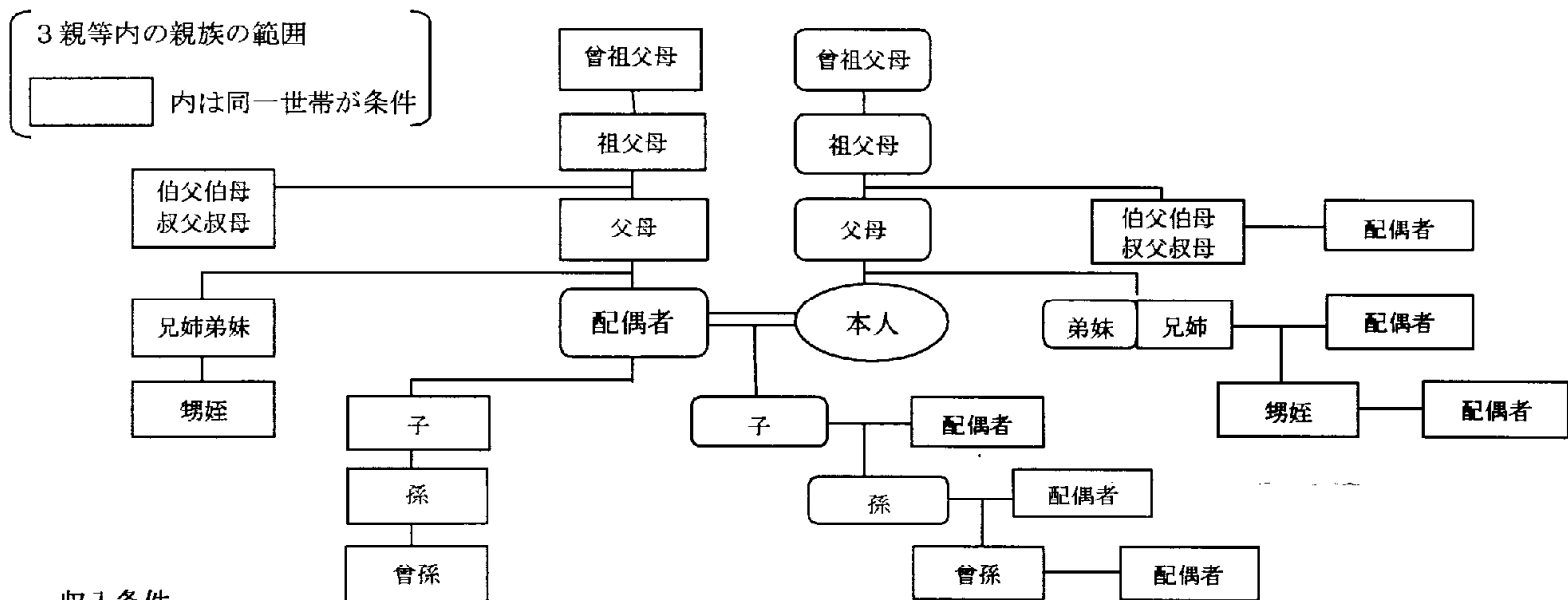


健康保険の被扶養者とは

1. 健康保険に加入できる被扶養者の範囲

条 件		該 当 す る 者
主として被保険者（本人）の収入により生計が維持されている	被保険者と一緒に生活していなくてもよい者	① 被保険者の直系親族 ② 配偶者（事実婚を含む：未届の妻（夫）の住民票、それぞれの婚姻していない戸籍謄本が必要） ③ 子、孫、弟妹
	必ず被保険者と同居して生計を共にしていなければならない者（同一の世帯）	① 被保険者の3親等以内の親族（上記に該当する者を除く） ② 事実婚の配偶者の父母および子 ③ 上記②の事実婚の配偶者が亡くなった後の父母および子



2. 収入条件

原則として、被扶養対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合、被扶養対象者が60歳以上または障害者（おおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者）のときは180万円未満  
 扶養認定基準詳細

	被保険者の年間収入	被扶養対象者の年間収入	被扶養者に該当するか否か
同一世帯の場合	260万円以上 (対象者が60歳以上・障害者のときは360万円以上)	130万円未満 (対象者が60歳以上・障害者のときは180万円未満)	被扶養者となる (最も多い一般的なケース)
	260万円未満 (対象者が60歳以上・障害者のときは360万円未満)		被保険者の年間収入の1/2未満 被扶養者となる
			被保険者の年間収入の1/2以上 被扶養者にならない
同一世帯でない場合		被保険者からの援助額より少ない 被扶養者となる	
		被保険者からの援助額より多い 被扶養者にならない	

3. 健康保険の扶養と所得税法上の扶養の違い

	健康保険	所得税法
考え方の違い	1日単位の収入により判断	1月～12月の年単位の所得で判断
扶養になる日	収入が基準を下回った日から	扶養親族に該当すると思われる（該当した）年の1月から
収入と所得	収入額で判断	収入から各種控除額を差し引いた所得で判断
限度額	収入額で130万円未満 (60歳以上・障害者のときは180万円未満)	所得で38万円以下 (給与収入だけであれば103万円以下)
健康保険の収入には含まれ、所得税では非課税とされる主な収入	・遺族年金 ・障害年金 ・健康保険からの傷病手当金および出産手当金 ・雇用保険からの失業給付 ・労災保険からの休業補償給付	